

委託業者の特定のための評価基準

申請書等により、次の各項目について評価する。

評価項目	評価内容		配点 (点)	評価基準			評価点
技術力、 人員、体制	A	○会社の技術力	1.0	平成28年4月1日から本公募の日までに完了した同種業務(※1)の業務実績(法人)	5件以上	1.0	0・1.0
	A	○技術者の配置及び技術力	1.0	同種業務(※1)において5年以上の実務経験を有する技術者(※2)の人数	3人以上	1.0	0・1.0
	A	○管理技術者の配置	1.0	公共工事事業確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)又は技術士(建設部門又は農業部門に限る)のいずれかの資格を有する管理技術者	公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は技術士 公共工事事業確保技術者(Ⅱ)	1.0 0.5	0・0.5・1.0
	A	○業務責任の明確化 (業務執行体制等(様式2)より)	1.0	業務執行体制図にて業務分担及び責任が明記されている。	有	1.0	0・0.5・1.0
事務所、設備	A	○執務室の独立性	1.0	執務室が壁、窓により遮断されており、施錠することにより、閉鎖できる。	有	1.0	0・1.0
	A	○設備	1.0	パソコン、コピー、電話、シュレッダーの設備が執務室に備わっている。	有	1.0	0・1.0
評価点小計【必須項目】			6.0				
業務体制方針 (※3)	B	○業務遂行のための特段の配慮					
		・業務に対する熟練度	1.0	過去の業務受注回数、技術者の資格・経験の有無。			0・0.5・1.0
		・業務集中時(繁忙期)に対する対応力	1.0	スケジュール管理、バックアップ体制の構築等ができていないか。			0・0.5・1.0
		・業務打合せに対する機動性	1.0	発注者からの要請に迅速に対応できる体制を整えているか。			0・0.5・1.0
評価点小計【業務体制方針】			3.0				
見積単価	B	○単価の妥当性	2.0	配点 = (a-b)/a × 10 a: 県が公募要領で示した想定金額の合計 b: 申請者が参考見積で示した想定金額の合計 ・得点の小数2位以下は切り捨て ・2点をを超える場合は2点とする ・想定金額の合計を超える場合は失格とする。			0~2.0
評価点合計			11.0				

※1 同種業務とは、土木工事及び建築工事等における設計積算、工事管理、又は総合評価落札方式に係る技術評価業務とする。

※2 技術者とは、管理技術者、担当技術者、その他技術者とする。

※3 評価項目のうち業務体制方針は、提出された「特定テーマに対する技術提案」(様式3)及びヒアリングにより評価する。

(注) 業務体制方針について選定委員の平均点が1.5点未満の場合は対象としない。

最低基準点は、A項目 5.5点とB項目 1.5点の合計 7.0点とする。